

茨城町

第2次 町税収納対策基本計画

平成30年度～平成34年度

平成30年4月1日

茨城町 総務部 税務課

1 目的

税財源の確実な収納と税負担の公平性に資することを目的に、平成 25 年度に施行した「町税収納対策基本計画」に基づき、滞納整理取組方針の明確化と効率的かつ効果的な業務履行を実現し、収入未済額の縮減に努めてきた。これにより収納率は毎年度向上してきた。しかし、平成 28 年度の町税収納率は県内 15 位で、常に中位に位置している。

一方、平成 30 年度から施行される「茨城町第 6 次総合計画」及び「前期基本計画」で掲げる「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち・茨城町」の政策を実現するため、財源基盤の根幹である町税収入の確保は極めて重要である。

このことから、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間を期間とする新たな「町税収納対策基本計画」を策定し、更なる収納率の向上と税収の確保を図るため、滞納額の縮減と自主納付の推進の一層の強化に取り組むものである。

2 町税等収入の現状

(1) 町税収入の推移と現状

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率		滞納繰越割合
						率 (%)	前年比	
H24	現年度分	3,436,794,479	3,366,591,514	3,823,400	66,379,565	97.96	0.79	前年比
	滞納繰越分	364,530,742	106,433,691	54,036,847	204,060,204	29.20	▲ 0.49	▲2.16
	計	3,801,325,221	3,473,025,205	57,860,247	270,439,769	91.36	1.10	7.11
H25	現年度分	3,541,170,641	3,483,966,414	0	57,204,227	98.38	0.42	前年比
	滞納繰越分	269,234,595	72,389,254	32,943,500	163,901,841	26.89	▲ 2.31	▲1.31
	計	3,810,405,236	3,556,355,668	32,943,500	221,106,068	93.33	1.97	5.80
H26	現年度分	3,574,060,628	3,523,337,150	92,700	50,630,778	98.58	0.20	前年比
	滞納繰越分	220,796,672	61,987,061	24,622,139	134,187,472	28.07	▲ 1.18	▲0.93
	計	3,794,857,300	3,585,324,211	24,714,839	184,818,250	94.48	1.15	4.87
H27	現年度分	3,539,235,771	3,500,220,468	728,000	38,287,303	98.90	0.32	前年比
	滞納繰越分	184,931,587	51,496,910	26,522,738	106,911,939	27.85	▲ 0.22	▲0.97
	計	3,724,167,358	3,551,717,378	27,250,738	145,199,242	95.37	0.89	3.90
H28	現年度分	3,634,743,024	3,591,761,870	0	42,981,154	98.82	▲ 0.08	前年比
	滞納繰越分	145,027,835	34,322,673	17,040,915	93,664,247	23.67	▲ 4.18	▲0.28
	計	3,779,770,859	3,626,084,543	17,040,915	136,645,401	95.93	0.56	3.62

平成 25 年度に施行した「町税収納対策基本計画」に基づき現年度滞納額を中心に滞納整理に取り組んだ結果、平成 25 年度以降の町税調定額及び収入済額は増額となり、収入未済額は平成 24 年度の約 2 億 7 千万円から平成 28 年度では約 1 億 4 千万円減の約 1 億 3 千万円と大幅に減少している。一方、収納率も毎年向上しており、平成 24 年度 91.36%から平成 28 年度 95.93%と 4.57%の大幅な伸びを見せた。

滞納繰越分は、平成 24 年度約 2 億 4 百万円から平成 28 年度は約 9 千 3 百万円、約 1 億 1 千万円圧縮することができた。滞納繰越分の収納率は 23.67%（平成 24 年度比▲5.53%）と年々下降しており、滞納処分により一定程度数の滞納は完納となったが、長期累積事案等が残っている状況と言える。

(2) 国民健康保険税収入の推移と現状

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率		滞納繰越割合
						率(%)	前年比	
H24	現年度分	1,113,998,100	1,038,520,058	0	75,478,042	93.22	1.38	前年比
	滞納繰越分	349,915,333	89,692,261	40,296,506	219,926,566	25.63	1.31	▲3.86
	計	1,463,913,433	1,128,212,319	40,296,506	295,404,608	77.07	2.48	20.18
H25	現年度分	1,125,279,000	1,050,020,094	0	75,258,906	93.31	0.09	前年比
	滞納繰越分	290,742,108	76,553,279	41,480,299	172,708,530	26.33	0.70	▲2.67
	計	1,414,021,108	1,126,573,373	41,480,299	247,967,436	79.56	2.49	17.51
H26	現年度分	1,055,944,100	989,555,713	40,100	66,348,287	93.71	0.40	前年比
	滞納繰越分	245,365,436	67,358,383	30,619,958	147,387,095	27.45	1.12	▲1.09
	計	1,301,309,536	1,056,914,096	30,660,058	213,735,382	81.22	1.66	16.42
H27	現年度分	1,021,064,600	963,078,825	27,000	57,958,775	94.32	0.61	前年比
	滞納繰越分	212,044,982	56,107,643	26,756,828	129,180,511	26.46	▲0.99	▲1.24
	計	1,233,109,582	1,019,186,468	26,783,828	187,139,286	82.65	1.43	15.18
H28	現年度分	1,007,952,000	944,162,793	0	63,789,207	93.67	▲0.65	前年比
	滞納繰越分	185,159,533	49,299,688	20,537,842	115,322,003	26.63	0.17	▲0.17
	計	1,193,111,533	993,462,481	20,537,842	179,111,210	83.27	0.62	15.01

国民健康保険税は住民税の特別徴収推進による社会保険加入者の増加や後期高齢者医療保険への移行等の影響により調定額及び収入済額は年々減少しているが、収入未済額は町税と同様に、滞納処分や収納率の向上に努め、平成24年度の約2億9千万円に対し、平成28年度は約1億2千万円減の約1億7千万円まで減少した。収納率も平成28年度は83.27%と平成24年度の77.07%から6.2%増と大きく伸びており、結果として県内でも上位にランキングしている。

しかし、国民健康保険税を取巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加、低所得者や非正規雇用労働者など所得が不安定な加入者が多いことや、擬主課税、外国人研修生等と言った課税等の制度上の課題を抱えており、国民健康保険特別会計の運営は非常に厳しい状況が続いていると言える。

3 収納の課題

「町税収納対策基本計画」に基づき滞納処分を進め、一定程度数の滞納事案は完納した。しかし未だ長期累積事案等が残っているほか、近年、景気動向は上昇傾向にあり、町税の調定額及び収入済額は共に増額となっている影響で、収入未済額も増加する傾向になることから現年度滞納分を確実に収納して滞納繰越を出来るだけ抑えることが重要である。

また、滞納構造分析の結果から、低額の滞納事案や国民健康保険税の滞納が増加している状況が見られる。これらの事案は該当件数も多く、これまでの滞納処分とは違う新たな対応方法を考える必要がある。

4 滞納整理取組方針

これらのことから、賦課については、課税客体を的確に把握し適正な課税に努める中、収納については、税財源の安定確保・税負担の公平性確保を目的として、納税の本来の姿である納税者による納期内納付を促進しつつ、町税等の収納率の数値目標を設定し、収納率の目標達成に向けて計画的な収

納業務を履行する。

○ 町税の目標収納率

年 度	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年
現年度	98.90%	99.00%	99.10%	99.20%	99.30%
過年度	24.00%	24.50%	25.00%	25.50%	26.00%

○ 国民健康保険税の目標収納率

年 度	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年
現年度	93.72%	93.77%	93.82%	93.87%	93.92%
過年度	26.53%	26.58%	26.63%	26.68%	26.73%

また、次の2項目を滞納整理取組方針の最重要取組項目として決定し、更なる滞納額の圧縮・徴収率の向上に取組むこととする。

(1) 現年度滞納分に対する早期対応

(2) 不良債権の累積防止

5 重点徴収対策

取組方針の最重要取組項目の2項目を軸に下記の重点徴収対策に取組む。

(1) 納期内自主納付の促進

納税本来の姿である納期内自主納付の促進のため、次の取組みを強化する。

① 口座振替制度の利用促進

便利で安全な口座振替制度について、広報紙・ホームページでの啓発活動と納付窓口（各金融機関含む）や徴収嘱託員による加入・利用促進を図る。

② 啓発活動の強化

広報紙やホームページで、納税の重要性や徴収の取組み状況（差押・公売等の滞納処分状況）を広く町民に周知し、納税に対する理解と納税意識の高揚を図り、納期内自主納付を促進する。

(2) 納税相談時の聞き取りや財産調査の徹底

滞納原因や納税資力など滞納者の実態把握のため、納税相談時の詳細な聞き取りや財産調査の実施を徹底する。これらの調査結果を分析し、納税資力に合わせた対応方法を判断する。特に過年度の滞納がある者は、財産調査を必ず行う。

(3) 現年度課税分の未納に対する早期対応

現年度分の未納に対しては、電話催告や徴収嘱託員と連携した訪問催告を早期に行い、納付を促すとともに、それでも納付しない場合は、財産調査の上、滞納処分の早期着手により納付へと導く。

定期的に一斉催告書を発送し、納付忘れや低額の滞納者への対応を図り年度内の納付を促す。

(4) 滞納処分の強化

財産調査等の結果により、納税資力を有し且つ特別な事情も無く納税に応じない滞納者に対しては、給与、預貯金等の差押えを行うとともに、事案や状況に応じて、債権以外の動産や不動産についても滞納処分を執行する。

差押えた不動産について、茨城租税債権管理機構へ事務移管した事案は、機構にて公売を実施するほか、町においても定期的に公売を実施し滞納圧縮に努める。

財産調査等で財産を発見できない場合は、滞納者の自宅や事業所を捜索して、換価可能な財産の発見に努め、必要に応じ差押財産のインターネット公売を実施する。

(5) 徴収嘱託員の活用

現年度滞納分の早期催告及び徴収、身体的事情により納付困難な高齢者等への訪問徴収、口座振替の加入促進、自主納付の指導を行うほか、納税交渉や軽微な実態調査、分割納付の不履行者への来庁要請等滞納額が増加しないように滞納処分の早期対応を図る。

(6) 分割納付誓約による納付及び履行管理の徹底

納税相談での詳細の聞き取りや財産調査の結果、納税資力が乏しく一括納付が困難である等やむを得ないと判断されるときは、分割納付計画による納付を認めるが、徴収猶予や換価の猶予制度が該当になると判断されるときは適正に処理を行うこととする。

なお、分割納付とする場合は、分割納付条件として不履行時に備え、事案ごとに効果的な担保を徴するものとする。但し、分割納付計画の履行状況の監視を強化し、不履行時は速やかに滞納処分に着手する。

(7) 滞納処分の執行停止による不良債権の累積防止

財産調査等の結果により、滞納者の納税資力が無い或いは生活保護等の扶助を受けている場合など生活困窮者と認められるときは、「滞納処分の停止ガイドライン」に基づく統一基準に照らし、地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止（不納欠損処分）措置や一部執行停止等の措置をとる。なお、停止後も資力回復調査を継続し適正に処理を行う。

6 課税部門との連携強化

課税担当課の各グループが課税客体の公正・適正な賦課のため課税客体の把握に努める中、公正な徴収に向け情報を共有し業務改善に取り組むなど、賦課と収納の一体化のため連携強化に努める。

7 関係機関等との連携

高額かつ悪質な滞納者など困難事案については、茨城租税債権管理機構へ事務移管するとともに、県や茨城租税債権管理機構と連携し、効率的かつ効果的な収納業務を推進する。

多重債務者等の問題を抱えた滞納者については、消費生活センター等の関連団体や担当課と連携し、生活再建を優先に具体的な解決方法の検討・助言を行い、経済状況に合わせた納付計画や徴収猶予の措置を講じ早期の事案解決に努める。

「滞納管理システム」については、導入以降、性能向上を図ってきたところであるが、ベンダーとの定期的な協議を継続して行い、更なる機能向上を図る。

8 納税環境の整備拡充

納期内納付の促進として、24時間納付可能なコンビニ納付の開始（H21年度）など納税環境の充実を図ってきた。利便性の向上と新たな納税方法の一つである、クレジット納付等の電子納付は、安全性が確認できた上で導入を検討・判断する。

また、平成31年10月稼働予定の「地方税共通納税システム」の導入に向けて構築を進める。

9 不当要求行為等対策

茨城町不当要求行為等対策要綱（平成16年要綱第1号）に基づき平成25年4月施行した「収納業務における不当要求行為等対応マニュアル」により、暴力的な言動により業務執行妨害や秩序を妨げるような行為に対しては、組織だって毅然とした姿勢で厳正に対応する。

10 公金事故の対策

現金の取扱いに関し基本的な事務手続きを記した「公金取扱基本マニュアル（平成 23 年 11 月施行，平成 28 年 4 月改訂）」に基づき適正に取扱う。

11 徴税吏員の基本姿勢

徴税吏員は，法令等に基づく適正・公平に税の徴収を行うため，国税徴収法はもとより税法，民法，商法など多岐に渡る専門的な知識と，あらゆる職業や階層の納税者に対する理解や交渉力が必要であり，常に日常業務や各種研修を通じ自己能力の向上に努める。

また，税の大量反復性，公共性，徴収経費の節減などの観点から，強制手段によって結果を実現させる権限である自力執行権が与えられており，この権限を徴税吏員の責任においてフルに活用し，計画性を持った事務処理により効率的で効果のある収納業務を履行する。

徴収職員は，「町の根幹をなす財源の確保に携わっている。」という，自信と誇りを常に持ち業務にあたる。